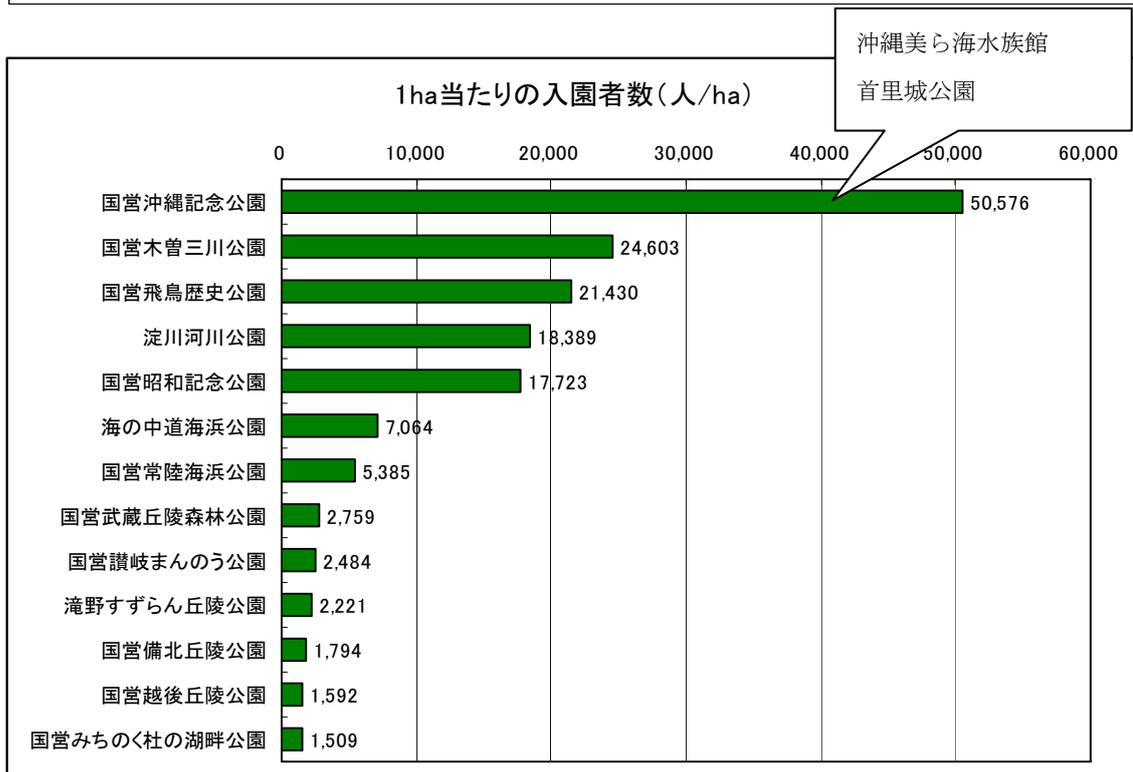
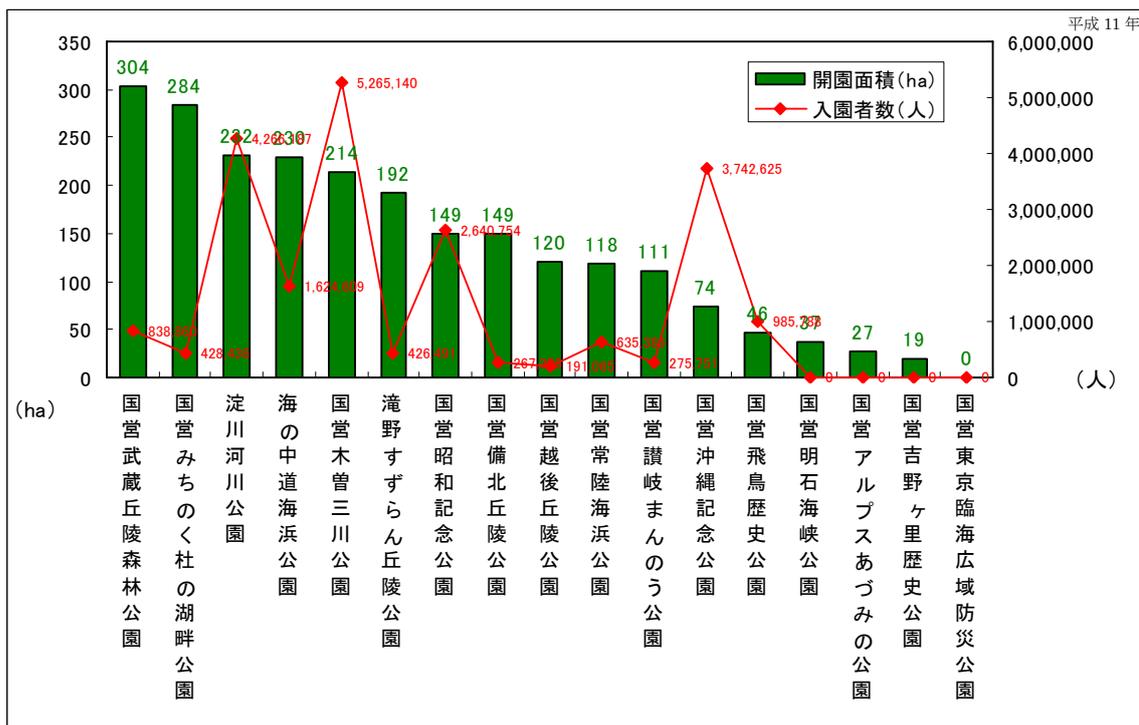


参考3 既存の国営公園の利用者数 (平成11年度)

○既存の国営公園は、計16公園で供用開始され、現在、国営東京臨海広域防災公園が整備されている。

○首都圏では国営昭和記念公園があり、1haあたり年間17,723人の入場者がある。最もha当たりの入場者が多い公園は、国営沖縄記念公園である(年間50,576人/ha/年)。



参考4 水・緑、レクリエーションに関する参考事例集

《推進主体の観点》

広域的な推進体制

- ①中央区の森（東京都中央区）
- ②港区温暖化対策の森林整備（東京都港区）
- ③森林環境税・水源税（全国各地）

市民参画の推進体制

- ④オーナー制度（大山千枚田）
- ⑤有馬富士公園（兵庫県三田市）：市民主体による公園づくり
- ⑥東京グリーンシップ・アクション

民間活力導入の推進体制

- ⑦長井海の手公園ソレイユの丘（横須賀市）：PFIによる民間導入、基地跡地利用
- ⑧企業の森（和歌山県）
- ⑨ミティゲーションバンキング

《土地利用の観点》

公園利用の事例（深谷など）

- ⑩モエレ沼公園（札幌市）：モニュメント公園
- ⑪県立行田公園（船橋市）：通信所跡地、円形

樹林的利用の事例（小柴など）

- ⑫市民の森（横浜市）：樹林地利用
- ⑬国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡）：樹林地が大半を占める公園

農業的利用の事例（上瀬谷など）

- ⑭舞岡ふれあい村（横浜市）：農業維持
- ⑮サッポロさとらんど（札幌市）：モエレ沼公園に隣接

《推進主体の観点》

①中央区の森（東京都中央区）

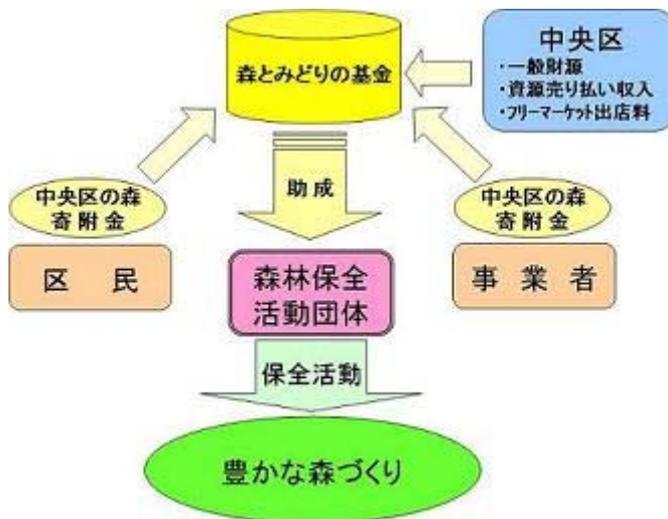
- ・中央区の森事業は、自然を対象とする長期間にわたる事業であり、平成 18 年 10 月、東京都檜原村において、中央区、檜原村、里山再生塾、及び森林所有者が、「中央区の森」の森林保全に関する協定を締結した。
- ・檜原村にある約 3.5ha の森林において、区が支援する森林保全活動団体「里山再生塾」による森づくりが始まった。



整備前の荒れた森林

間伐後

- ・中央区の森事業を円滑に運営するために、「中央区森とみどりの基金」を創設している。



②港区温暖化対策の森林整備（東京都港区）

- ・東京都港区は、地球温暖化対策の一環として、都郊外のあきる野市の市有林約 20ha を整備する計画をまとめた。
- ・自治体が温暖化につながる CO2 削減のため、他の自治体の森林を整備する試みで、あきる野市と協定を結ぶ予定。

③森林環境税・水源税（全国各地）

- ・森林環境税・水源税とは、森林の持つ水源涵養、水質の改善、土砂災害の防止などの公益的機能をその地域住民が享受していることに基づいて、地方自治体がそれらの機能の低下を防ぐために森林整備を行い、その費用負担を地域住民に求める手段としての環境税の総称。
- ・大きく森林環境税と水源税の2つのタイプに大別できる。
- ・水源税：森林の水源涵養機能に着目し、その機能の回復・維持等のために地方自治体が森林整備等の事業を行い、その費用負担を住民に求める。
- ・森林環境税：森林を、水源涵養機能だけでなく、台風や大雨時の土砂災害防止機能、生物多様性の保全など様々な公益的機能を持つものにとらえ、それらの機能を回復・維持するための森林整備事業を地方自治体が行い、その費用負担を住民に求める。
- ・現在、これらの税を検討・導入する自治体が増加しているが、以下は、既に導入済みもしくは導入を決定した主な自治体であるが、地方税を検討している都道府県は増加傾向にあり、林野庁の調べによると、森林整備・保全を目的とした地方税を検討または導入している都道府県は全部で35となっている（2004年12月末現在）。

高知県	「森林環境税」導入（約139万円の基金）	2003年4月
岡山県	「おかやま森づくり県民税」導入	2004年4月
鳥取県	「森林環境保全税」導入決定	2005年4月
鹿児島県	「森林環境税」導入決定	2005年4月
島根県	「水と緑の森づくり税」導入決定	2005年4月
愛媛県	「森林環境税」導入決定	2005年4月

- ・課税方式にはこれまで主に「水道使用料金への課税方式」と「県民税への上乗せ方式」の2つの可能性が議論されているが、水道課税方式は水道事業者などの反対もあり、現実に採用されているケースは今のところなく、全て県民税への上乗せ方式が採用されている。
- ・税率は、個人についてはどの自治体も定額となっているが、法人の場合は高知県のみが定額、岡山県、鳥取県、鹿児島県が資本等によって納税額が増える仕組みになっている。

年額	高知県	岡山県	鳥取県	鹿児島県・島根県・愛媛県
個人	500円	500円	300円	500円
法人	500円	1,000～40,000円	600～24,000円	1,000～40,000円

- ・税収用途は、森林保全のためのさまざまな事業にかかる費用に使われる。

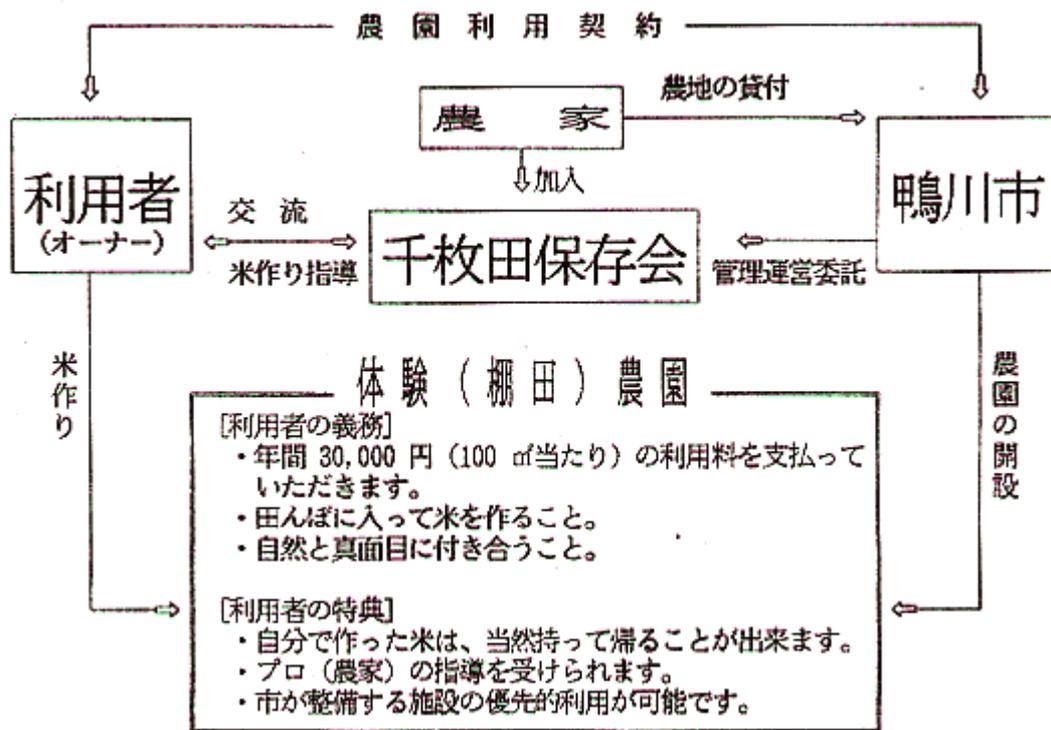
- ・以上の事例の他、下記のような事例も見られる。

愛知県豊田市や岐阜県恵那市など	水道料金に上乗せした金額を徴収し、森林整備事業向けの基金を積み立てる。
木曾川を共有する愛知、長野両県	水源かん養機能を備える森林を保護するには、間伐などの管理費用が必要になる。水道料金に上乗せして徴収、基金を設けた。

高知県四万十川流域	県が 2001 年 4 月、流域の開発規制を盛り込んだ保全条例を施行すると、中村市など県内八市町村も同調し、同じ内容の条例を制定した。2002 年秋には上流に四万十川の支流がある愛媛県の広見町など四町村も条例を制定、合併浄化槽の整備や排水規制で足並みをそろえた。
北海道	2002 年度から道有林事業を収益事業の特別会計から収益に関係なく支出する一般会計に移行、道民負担を明確。
神奈川県水源環境税	水道料金への上乗せなどで水源を保護を検討。

④オーナー制度（大山千枚田）

- ・ 棚田は、祖先から受け継いだ貴重な稲作文化であるとともに、心のゆたかさを求める昨今の価値観の高まり、加えて環境問題的観点からその存在が注目されている。しかし、棚田における農作業は、地形上機械による省力化に限界があり、加えて農業環境等の変化もあり、休耕地や荒廃地が増えつつある。
- ・ そのため、この状況をいくばくとも改善し、一般の人たちに農業に対する理解を深めてもらおうと鴨川市が「大山千枚田（棚田）オーナー制度」を企画した。その管理運営は大山千枚田保存会が受託している。
- ・ 基本的に進んで田に入り、積極的に稲作に取り組む姿勢のある方を募集している。「会費を払えば、農作物が届く」式のオーナー制度とは、一線を画す。
- ・ 自然が相手の稲作ですから、毎年一定量の収穫をお約束するものではない。
- ・ 棚田オーナー制度を通して、地元とオーナーさんの交流を図りながら、棚田オーナーの皆さんと保存会が協力して棚田の耕作を継続し、この美しい棚田の景観を保全するのが目的。
- ・ その上で、各オーナーさんにあっては、棚田の教育的意義を求めていただいても結構ですし、将来の農的生活へ対しての足がかり。
- ・ 利用料は、1区画（約100平米）あたり、年間30,000円、ただし、自然の棚田は一枚一枚の大きさが異なりますので、利用料は、一人一人が異なることになる。
- ・ 都合等により耕作に従事できない場合の農作業はオーナー会費に含まれるが、除草剤、肥料、消毒等に係る資材は、別途負担。

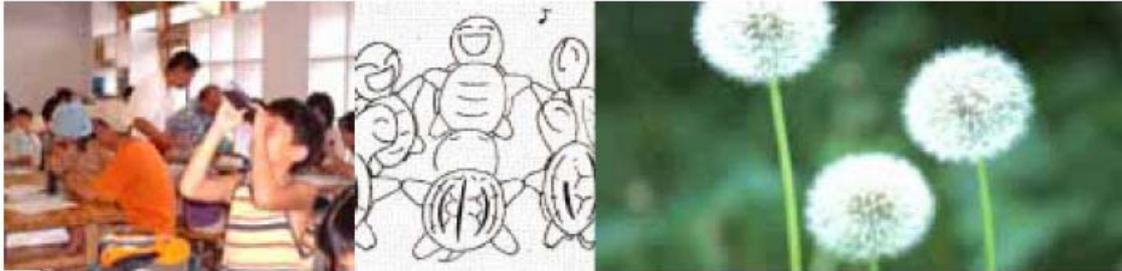


ありまふじ夢プログラムの実施。

夢プログラムってなに？

⇒ 募集要項

⇒ 実施済の夢プロ



有馬富士公園では県民、市民による公園の運営を目指し、その第一段階として、夢プログラムを実施しています。

有馬富士公園の自然を活かした手作りのプログラムを企画し、実施、報告まで行っていただきます。

開園以来、イベント開催だけではなく、調査研究や維持管理活動など、さまざまな企画が実施され、来園者の方々にも好評を得ています。これからも有馬富士公園は皆様の参加により、どんどん姿を変えていくことでしょう。

興味のある方はパークセンターまでお気軽にお問い合わせください。夢プログラムの団体登録・企画書の書類はパークセンターにあります。皆様の積極的な参加をお待ちしております。

⑥東京グリーンシップ・アクション（東京都）

- ・保全地域において、企業、NPO等の団体と都が協定を結び、それぞれの役割分担のもと自然環境保全活動を実施する取組。
- ・東京都では、山地の森林や丘陵部の里山、市街地の雑木林など、東京に残された貴重な自然環境を保全していくために、都民、NPO等、企業、行政等が連携して保全活動を行う「東京グリーンシップ・アクション」を実施している。
- ・本事業により、幅広い層の都民が自然を保全する活動に参加し、あわせて、企業の社会貢献活動（CSR）の場として、条例で指定した保全地域を活用することを目的。
- ・計6箇所の保全地域で、下記のとおり参加企業を募集。
 - 青梅上成木森林環境保全地域 7回
 - 八王子大谷緑地保全地域 4回
 - 八王子戸吹北緑地保全地域 3回
 - 野火止用水歴史環境保全地域 4回
 - 横沢入里山保全地域 3回
 - 八王子館町緑地保全地域【新規】 2回

【企業】

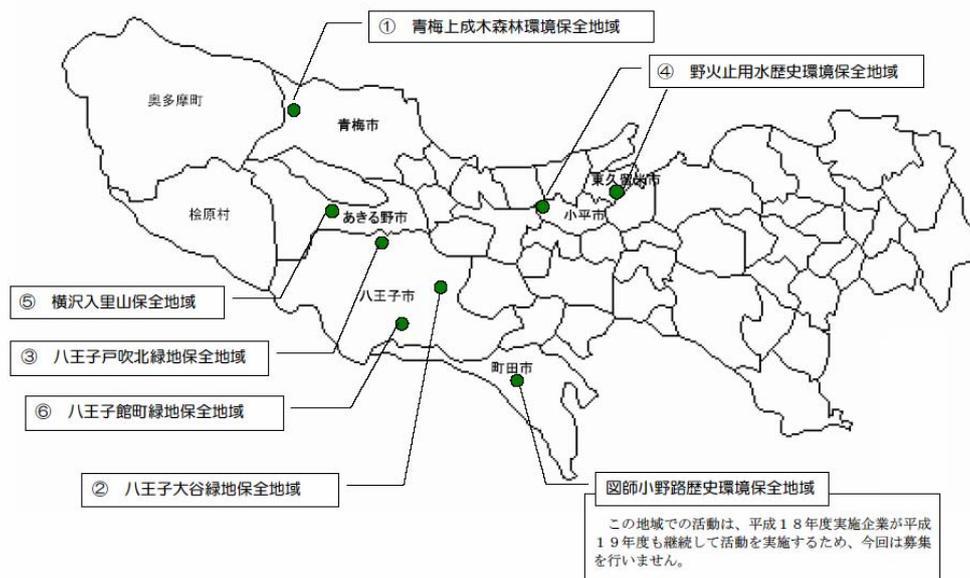
- ・募集する保全地域ごとに設定された活動費用の提供（活動費用を折半して他企業と共同実施することも可能です。）
- ・社員の活動への参加

【NPO等】

- ・保全活動の運営

【東京都】

- ・活動場所の提供
- ・道具類の手配



⑦長井海の手公園ソレイユの丘（横須賀市）

▼長井住宅地区跡地

①所在：神奈川県横須賀市

②概要

- －長井海の手公園（ソレイユの丘）として跡地を利用。公園面積 200,946 m²。
- －南仏のプロヴァンス地方をモチーフとした田園風景や町並みの再現に努めており、レストラン・キャンプ場・農園等を設置し、農業などの生活体験型の公園として整備している。
- －公園の整備・運営にはPFIを導入している。

③経緯

- 昭和 18 年 旧海軍省が農地を買収し、武山航空基地を建設
- 昭和 22 年 連合軍に接収され、在日米軍の家族用住宅敷地として利用
- 昭和 53 年 「四施設利用計画協議会」発足（横須賀市）。
（四施設：稲岡地区（現三笠公園）、猿島、長井住宅地区、EMクラブ）
- 昭和 57 年 「総合公園もしくは農業研修センターを整備する」旨の提言
- 昭和 60 年 米軍住宅敷地が日本政府に返還
- 平成 8 年 長井住宅地区跡地利用検討委員会設立。「長井海の手公園基本構想」を策定。
- 平成 9 年 旧軍港市国有財産処理審議会において、返還財産の転用方針が決定。
都市公園（総合公園）、道路用地として横須賀市に譲渡決定。
関東財務局と横須賀市において国有財産管理委託契約を締結。
「長井海の手公園基本計画」を策定
- 平成 13 年 基本設計策定
PFI 事業者選定委員会設置。
- 平成 15 年 PFI 事業者選定。
- 平成 17 年 開園

長井海の手公園（ソレイユの丘）位置図<ソレイユの丘 HP>



⑧企業の森（和歌山県）

- ・企業や労働組合などの団体に県下の森林を貸与し、植林活動などの環境保全活動や団体構成員のレクリエーションの場として利活用してもらい、森林整備を進めるもの。
- ・企業にとっては、社会貢献の一環としてイメージアップにつながる。
- ・森林所有者は、森林を無償で貸与する代わりに、企業等は森林整備に要する費用（1haあたり10年間約500万円程度）を負担する。
- ・企業等の団体が県に申し入れると、県が関係市町村や森林組合を通して、土地所有者等との交渉を開始し、企業の森として適当な森林を選定。平成17年3月末の契約実績は、19団体、総面積約112ha。

- ①森林保全・管理協定：申し入れ団体、市町村、県との三者で森林保全活動の方向性を申し合わせる。
- ②土地無償貸付契約：森林所有者と申し入れ団体との間で締結。所有者は無償で森林貸与、企業は森林整備の費用負担。
- ③植林・森林保全委託契約：申し入れ団体と森林組合との間で締結。



企業の森位置図

⑨ミティゲーションバンキング

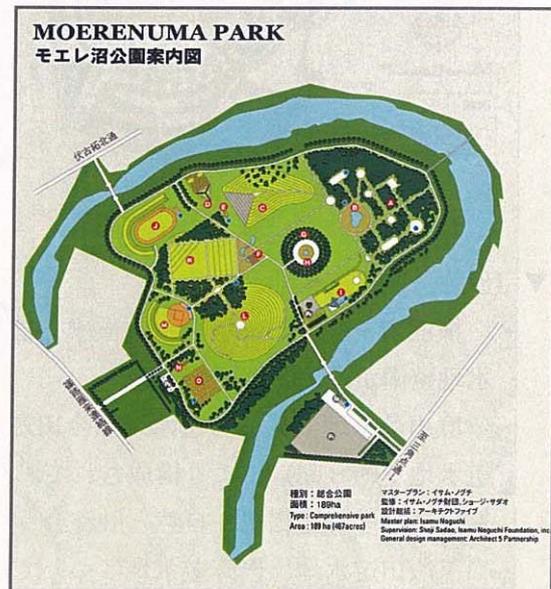
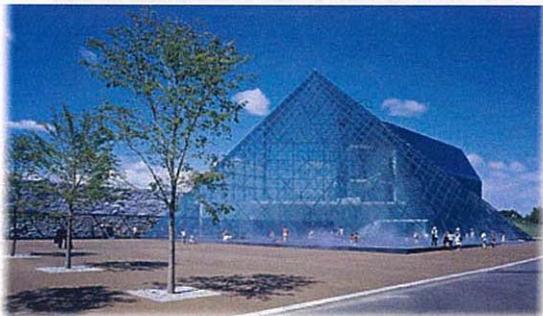
- ある地域でミティゲーションを行った際に、トータルで開発前の自然と較べて量・質ともに向上した場合に、プラス分を蓄積（バンキング）し、債券化すること。
- 米国では開発で自然環境が減少・消失する場合にはミティゲーションを行うことが義務づけられているが、開発を行なう事業者が何らかの事情で当該地域周辺でミティゲーションを行えない場合、債権を購入することでミティゲーションを行ったものとみなすことができる。
- しかし、ミティゲーション・バンキングを行なう前提として、米国のようにノーネットロス原則が確立していること、当該地域から遠く離れた場所（オフサイト）でのミティゲーションが公認されていることが必要である。
- 開発権移転（TDR）も参考とする。

《土地利用の観点》

⑩モエレ沼公園（札幌市）

▼ モエレ沼公園（北海道札幌市 敷地面積 189ha）

- ・ 彫刻家イサム・ノグチのマスタープランに基づき、公園全体をひとつの彫刻とみなした公園づくりをおこなっている。
- ・ 札幌の市街地を緑の帯で包み込む「環状グリーンベルト構想」における北部の拠点公園として整備され、陸域約 100ha、モエレ沼の水面を併せた 189ha が公園区域となっている。
- ・ 当初廃棄物の埋立地として活用され、1973 年～1990 年まで計 270 万トンの廃棄物が処理されてきたが、人が自然に触れ合える公園へと「再資源化」が進められた。
- ・ 札幌市の要請を受けてイサム・ノグチがプランを作成し、1982 年から整備を開始。2005 年に全面完成している。
- ・ 札幌市の公園の中では数少ない水の要素を持つとともに、園内には高さ約 50m の人工の山、舞台にもなるミュージックシェル、グラウンド等が整備されている。



①行田公園（船橋市）

▼船橋通信所跡地

①所在：千葉県船橋市行田

②概要

- －直径約700～800mの円形敷地。面積は約53ha。
- －海軍の通信所として建設され、戦後米軍に接収されたが昭和41年に返還。
- －返還後は、行田公園、税務大学校、行田団地等として利用されている。
- －公園用地については国から無償貸し付けを受け、県立公園として整備されている。

船橋通信所跡地 写真



<05/7/26 産経新聞朝刊 29面より>

③経緯

大正4年 東京無線電信所船橋通信所建設

戦後 米軍により接収

昭和41年 返還

昭和48年 税務大学校船橋校（東京研修所）開校

昭和54年 県立行田公園開園（全面）

船橋通信所跡地 地区内図



④土地利用

県立行田公園（面積 約 11.9ha）

船橋法典駅、塚田駅から約 1km に位置。県立の総合公園として整備。

敷地は東西に分かれ、東側は芝生広場、ワンパク広場等の動的な空間として、西側は日本庭園、水路など静的な空間として整備され、東西は歩道橋により結ばれている。

行田公園園内図



税務大学校船橋校舎（東京研修所）（面積 敷地：約 3ha 建物：約 1.9ha）

税務大学校の東京研修所として、教室・図書館等の研修設備のほか、学寮、体育館、グラウンド、テニスコート等が整備されている。

校舎外観



グラウンド



⑫市民の森（横浜市）

市民の森

□市民の森制度について

市民の森は、昭和46年度からスタートしました横浜市独自の緑地を保存する制度で、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として利用させていただくものです。

現在、26カ所(約415.8ha)開園しています。

【根拠条例等】

▶緑の環境をつくり育てる条例 第7条(昭和46年6月)

▶横浜市市民の森設置事業実施要綱(昭和46年8月)



□指定基準・契約方法

主に樹林に覆われたおおむね2ha以上の土地で、市民の憩いの場として利用可能な区域を指定します。また、樹林と一体となった雑草地、原野、農地、ため池なども指定できる場合があります。土地所有者から「市民の森指定同意書・申出書」の提出後、基準に適合したものについて、土地所有者と市(市長)との間で10年以上の市民の森契約を結んでいただきます。

□契約者への優遇措置

市から緑地育成奨励金(30円/㎡)を、毎年度末にお支払いします。また、更新契約時に継続一時金をお支払いします。(奨励金等は課税対象となりますので、税務署への申告が必要になります。)

固定資産税・都市計画税が減免されます。

□利用・管理形態

市民の森に指定されますと、散策路や休憩場所等、自然の景観をこわさないよう最小限の整備を市が行い、開園します。開園後、整備した散策路や広場の草刈り等については、土地所有者の方々や周辺住民等地域団体が結成された「市民の森愛護会」に市が管理を委託します。(樹林地の通常の管理は、開園後も土地所有者の方々が行います。)

通常の管理は市が行います。

□行為の制限

市民の森に指定されますと、開発及びその土地の形質の変更等は禁止となります。また、所有権移転・権利設定をする場合には、市長と協議(協議申出書)が必要です。

「市民の森」一覧

区名	名称	面積(ha)	場所	開園年月日
栄	新島市民の森	5.7	栄区新島町	S47.4.5
栄	上郷市民の森	4.6	栄区上郷町	S47.4.10
港南	下永谷市民の森	6.2	港南区下永谷	S47.4.15
緑	三保市民の森	40.5	緑区三保町	S47.11.4
金沢	釜利谷市民の森	9.7	金沢区釜利谷町	S48.11.7
磯子	釜市民の森	12.4	磯子区崎町	S49.10.8
鶴見	鶴子ヶ谷市民の森	18.5	鶴見区鶴子ヶ谷町	S50.4.26
瀬谷	瀬谷市民の森	18.7	瀬谷区瀬谷町、東野台	S51.4.24
磯子	水取市民の森	62.7	磯子区水取町	S52.4.12
港北	小机城址市民の森	4.6	港北区小机町	S52.10.1
栄	瀬上市民の森	47.7	栄区上郷町	S54.7.7
金沢	鎌倉市民の森	10.2	金沢区金沢町、谷津町	S54.7.11
港北	鶴岡地村市民の森	5.3	港北区鶴岡町、樽町	S55.7.19
神奈川	豊福寺市民の森	2.3	神奈川区三ツ沢西町	S58.4.23
戸塚	まぶかりが池市民の森	6.3	戸塚区汲沢町	S59.10.25
戸塚	ウイリツの森	3.2	戸塚区供野町	S62.5.30
旭	矢指市民の森	5.1	旭区矢指町	H3.4.28
港北	綱島市民の森	6.0	港北区綱島台	H3.10.26
旭	道分市民の森	29.8	旭区矢指町	H6.3.26
旭	南本宿市民の森	6.4	旭区南本宿町	H7.9.17
栄	釜井沢市民の森	9.6	栄区公田町	H10.5.24
緑	新治市民の森	66.2	緑区新治町	H12.3.26
青葉	寺家ふるさと市民の森	12.0	青葉区寺家町	S58.10.28
戸塚	舞岡ふるさと市民の森	17.9	戸塚区舞岡町	H13.5.5
金沢	釜ヶ谷市民の森	2.2	金沢区釜利谷西	H15.10.26
緑	鶴岡市民の森	2.0	緑区鶴岡町	H17.4.2
合計(26カ所)		415.8		

(平成17年6月22日現在)

⑬ 国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡）

▼ 国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡、敷地面積 304ha）

- ・ 明治百年記念事業の一環として、国が設置した国営公園。昭和 49 年に開園。
- ・ 公園面積は 304ha であり、うち樹林地が約 170ha を占める。
- ・ 園内には武蔵丘陵の緩やかな傾斜地に森林が育成されているほか、プールやレストラン、テニスコート、ドッグランといった施設も立地している。
- ・ 園内は以下の 3 つの管理区分に分けられ、それぞれの方針に基づいた管理が行われている。

① 放置地区：自然林回復の促進・武蔵野本来の森林への誘導（約 130ha）

② 管理地区：人手を加え武蔵野特有の雑木林の保存（約 40ha）

③ 利用地区（管理地区の一部）

：間伐により、積極的に林地利用（管理地区のうち約 10ha）



舞岡ふるさと村概要

1 目的

- (1) 横浜ふるさと村設置事業は、都市の中で良好な田園景観を有する農業地域に、市民が農業・自然・農村文化等を利用・親しむことのできる「機会」と「場」を提供し、農業者と市民の幅広い交流を通じて、長期にわたる農業の振興と保全を図ることを目的としています。
- ふるさと村は、横浜市北部の青葉区に、昭和58年に第1号地として「寺家ふるさと村」（86.1ha）を指定・設置しています。



- (2) 舞岡ふるさと村は第2号地として平成2年に指定・設置され、市営地下鉄舞岡駅を中心に、周囲を大規模住宅に囲まれた田園景観豊かな農業地域です。
- 特徴としては、地区内である調整区域の中に地下鉄舞岡駅を持ちながら、他方、大規模公園と開発地区（リサーチパーク：先端技術の研究開発拠点）が一体的に隣接していることです。
- また、その事業内容はシンプルで、市民への新鮮で安全な農畜産物の提供、地区内の山林等地域アメニティーを散策できるよう市民に提供する等の中で事業展開をしています。

2 舞岡ふるさと村の位置と地域概要

○舞岡ふるさと村の所在地

神奈川県横浜市戸塚区舞岡町（かながわけんよこはましとつかくまいおがちょう）

○横浜市について

【人口】 約360万人（戸塚区民 26.7万人）

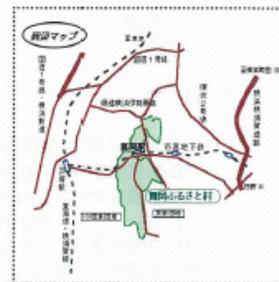
【市域面積】 約435 km² (43,547 ha)
 (市街化区域 33,022 ha、市街化調整区域 10,525 ha)
 およそ 市街化：調整＝3：1

【農地面積】 3369.9ha (H17.1.1)
 (調整区域農地 2619.2 ha、市街化区域農地 750.7 ha)
 →市内の農地は市域面積の約8%

- (1) 舞岡ふるさと村の地区面積
 戸塚区舞岡町の一部 102.6 ha
 (農地 35.2ha、山林 24.0ha、その他 43.4ha)

- (2) 地域指定状況
- 市街化調整区域（昭和45年）
 - 農業振興地域（昭和54年 農用地区域 32.0ha）
 - 農業専用地区*（昭和54年）
 - 横浜ふるさと村地区**（平成2年）

- (3) 農業者数 56戸
 (参考：舞岡町世帯数 2,900世帯 町人口 7,000人)



* 農業専用地区制度（昭和44年創設・横浜市独自制度）
 乱開発の防止、市民参加の街づくり、都市農業の確立を基本理念に都市開発における環境の保全及び都市農業の確立と調和を図るため土地利用計画を策定し、総合的、計画的な街づくりと農業振興を図る、横浜市独自の農業振興策です。
 指定地区数 28地区
 指定面積 1,011ha

** 横浜ふるさと村（昭和58年創設・横浜市独自制度）
 良好な田園景観を有する農業地帯で、市民が自然・農業・農村文化等に親しむ場を提供し、農業者と市民との交流を通じて、長期にわたる農業の振興と自然環境等の保全を図ることを目的とした制度です。
 指定地区数 2地区

舞岡ふるさと村

散策マップ

散策される方へ…マナーを守りましょう。

- 畑や田など農地に入らない。
- 動植物を大切にす。
- 火災の原因(歩行中の携帯電話)はしない。
- ゴミは必ず持ち帰る。
- 犬は鎖につながし、フンは持ち帰る。

凡例

- 総合案内板
- トイレ(♿️車椅子用有り)
- 水飲み
- バス停
- 駐車場
- 区間の所要時間の目安
- 誘導サイン
- 散策路をつなぐルート

お勧め散策コース

1 コース
瓜久保の家・小谷戸の里コース(2時間)
瓜久保の家→小谷戸の里→瓜久保の家

2 コース
ふるさとの森コース(45分)
瓜久保の家→ふるさとの森→瓜久保の家

3 コース
歴史探検コース(1時間45分)
瓜久保の家→瓜久保の家→瓜久保の家

舞岡ふるさと村

いさな道祖神がせせらぎの横に
応ずんでいます。
雑木林からは鳥のさえずりがきこえてきます。
春の雑草や秋の収穫など四季折々の風景には
農家の息づかいが感じられます。
めくみ豊かな舞岡の里で
たのしい一日をお過ごしください。

舞岡ふるさと村

バス: 戸塚駅から江ノ電(大井町線)で舞岡駅下車。または、江ノ電(大井町線)舞岡駅から徒歩(舞岡駅下車)。

電車: 地下鉄舞岡駅徒歩5分。駅前にはふるさと村です。

バス: 戸塚駅から江ノ電(大井町線)で舞岡駅下車。または、江ノ電(大井町線)舞岡駅から徒歩(舞岡駅下車)。

バス: 舞岡駅から徒歩(舞岡駅下車)。

バス: 舞岡駅から徒歩(舞岡駅下車)。

舞岡ふるさと村

舞岡地区を「舞岡ふるさと村」として指定し、農家の産物を扱うとともに、舞岡の歴史を伝えるための、自然・農家・農村文化などにふれあひ、楽しむことができる施設を運営しています。舞岡ふるさと村では、採れたての農産物が手軽に求められるほか、年間を通して、農家のイベントが行われ、いろいろな農体験が楽しめます。

- 広さ 約 103ha(田畑 35ha、山林 24ha)
- 総合案内 横浜市農業指導課 571-2608
総合案内所「虹の家」 826-0700

総合案内所「虹の家」

平成9年5月に開館しました。ふるさと村の自然や農家を展示・紹介するとともに、年間を通して様々な体験型や季節限定のイベントを行っています。研修室や調理実習室は貸し出しも行っていますのでご利用ください。

TEL: 045-826-0700
FAX: 045-826-0749
URL: www.c3-net.ne.jp/n11010
Eメール: n11010@c3-net.ne.jp
営業時間 9:30～17:00(最終日 火曜日(祝日の場合、その翌日)を除く) 1ヶ所(車椅子用有り)

農産物直売施設「直売所(両用)」

ふるさと村で収穫した新鮮な野菜、果物、漬物、花などを販売しています。

TEL: 045-824-0075
営業時間 7:30～12:00(土日、祝祭日は14:00まで)
最終日 野菜の直売は農家の販売でも行われています。

農産物加工施設(ハム工房まいおか)

舞岡で生産される豚肉を材料にした手作りハムやソーセージ、豚肉などを販売しています。

TEL: 045-822-5789
営業時間 9:30～17:30
最終日 火曜日、第3月曜日

堆肥舎

隣の牛舎から出る家畜糞等を堆肥化し、舞岡の農家に供給しています。朝早い時刻には隣の牛舎で乳牛の乳取りが行われます。

温室

ふるさと村の中には11棟の温室があり、舞岡特産のトマトが作られています。5月にはトマトの収穫も行われています。(1棟は花)

果樹園(梨園・梅園)

舞岡では、「梨なし」や「梨うめ」が作られ、5月には梅も収穫が行われています。また、8月には「梨なし」が農家の販売で販売されています。

舞岡ふるさとの森

ふるさと村にある、横浜市で24番目の市民の森です。市民の森は、山林所有者のご厚意により、横浜市がお借りして、市民の皆さんに憩いの場として利用させていただくものです。庭園の散策路は、舞岡公園に続いており、木漏れ日を受けながらの散策が楽しめます。

● 17.9ha(国指定) 自然

● 1ヶ所(車椅子用は有しません)

● 地元の方々にによる集まりを行っています。

● 樹の苗木、昆虫等の採取は行ってください。

● 所在地「南部公園緑地事務所」tel:831-8484 fax:831-9389

ふれあい広場

ボール遊びもできる大きな広場です。休憩施設とトイレがあります。お弁当を広げ、くつろぎのひとときを過ごしましょう。

四阿(おすまや)

森に囲まれたテーブルとベンチがあります。木漏れ日の中で休憩をとります。

舞岡の神社・仏閣

舞岡八幡宮

鎌倉時代からこの地を見守っている舞岡の鎮守神。毎年4月15日の例祭には、「蓮花奉楽」が行われます。

旧東光寺の薬師堂

舞岡の歴史を伝える、大仏(聖観)の作と伝えられています。お参りの際には、22体の土人形が並んでいます。

長福寺

もとは、北条氏の菩提地だったといわれる木造本堂の十一面観音菩薩がまつられています。二階に一床、朝顔板が並んでいます。

舞岡の石仏たち

舞岡ふるさと村を散策していると、素朴な道祖神や庚申像に数多く出会えます。

舞岡公園

田んぼや雑木林の風景が広がる大きな公園です。起伏にとんだ谷戸の散策路は、四季折々の散策が楽しめます。園内には5ヶ所の自然観察園があります。小谷戸の里や瓜久保の里には古民家や火の井やくらが移築され、見学ができます。

● 広さ 27ha

● 入園は自由。ただし、体験区域は8:30～17:00(4月～10月 18:00まで、11月～3月 17:00まで)

● 小谷戸の里は、9:00～17:00

● 4ヶ所(車椅子用3箇所)

● 園内に多数あり

● 7ヶ所

● 体験区域 保護観察は立入禁止

● 園内の草木、昆虫等の採取はしないでください。

● 小谷戸の里

tel: 824-0107
「南部公園緑地事務所」tel:831-8484 fax:831-9389

舞岡や

「舞岡や」は、農家の直売所。ふるさと村で生産された新鮮な農産物や漬物を販売しています。販売の宗門トマト、キャベツ、大根をはじめ、夏には「梨なし」が求めいただけます。

営業時間 7:30～12:00(月～金)
7:30～14:00(土・日・祝祭日)
定休日 水曜日
TEL: 045-824-0075

ハム工房

まいおか

株式会社
ハム工房まいおか

横浜最大の肉のカンパニー「ハム工房まいおか」の工場です。新鮮な豚肉を材料にした手作りハムやソーセージ、豚肉などを販売しています。

TEL: 045-822-5789
FAX: 045-822-9931
URL: <http://www.hamusaika.co.jp/>

がねこあ〜む

あとりえ

横浜最大の肉のカンパニー「ハム工房まいおか」の工場です。新鮮な豚肉を材料にした手作りハムやソーセージ、豚肉などを販売しています。

TEL: 045-822-1222
FAX: 045-822-0444

手打ちそば教室

一日のはじまりはそばを打つことから。日々磨かれた技と心のこだわりそば

TEL: 045-833-2110
URL: <http://www.loon.jp/~kamakura/>

⑮ サッポロさとらんど（札幌市）

▼ サッポロさとらんど

- 札幌市郊外のモエレ沼公園に隣接して1995年に開園した農業体験交流施設。
- （財）札幌市公園緑化協会により運営されており、年間の入場者数は36万人に上る。
- 面積約49haの園内には、バターやソーセージの手作り体験ができる「さとらんどセンター」や乗馬体験ができる牧場、その他ハーブガーデン、市民農園、ファーマーズマーケット、キャンプ場、パークゴルフ場等の施設が立地し、多様な農業・屋外活動が可能となっている。
- これら施設を活用し、収穫祭や農業技術・料理などの各種講座、ガーデニングコンテスト等各種イベントが頻繁に開催されている。
- また園内に立地する札幌市農業支援センターでは農業研究が行われており、農業生産の高度化および高付加価値の支援、消費者ニーズに対応した農業の確立等をテーマとした、都市農業の推進のための研究・技術が進められており、併せて農業技術指導等も行っている。

